

配達中に犬に噛まれた！ さて、どうする！？ 労災対応マニュアル

勤務時間中（配達以外でも）に犬に噛まれた場合、労働災害です！

労災申請をせず、個人で対応し後で何らかの問題が生じても、
基本的には個人責任となります。必ず「労災申請」を！



○ 噛まれたらすぐにしなければならないこと

① 飼い主が分かっている場合

- ・ 職場の管理者にすぐに連絡し、管理者等に噛まれた場所に来てもらう。
- ・ 飼い主に「お宅の犬に噛まれた」と、管理者（役職者や労災担当者等）とともにすぐ報告する。
- ・ 飼い主に「狂犬病予防注射」をしているかどうか確認する。
- ・ 飼い主に「労災でもあり、病院で治療をしてもらう」とはっきり話をしておく。

② 飼い主は分かっているが不在の場合

- ・ 職場の管理者にすぐに連絡し、管理者等に噛まれた場所に来てもらう。
- ・ 「犬に噛まれたので、病院に行き治療をしてもらう。職場に連絡をいただきたい」と連絡先を明記したメモを投函しておく。

③ 飼い主が分からない場合

- ・ 職場の管理者にすぐに連絡し、管理者等に噛まれた場所に来てもらう。
- ・ できれば、管理者（担当者）とともに、警察に被害を届けておく。

《参考》

飼い犬などの動物飼育については、各都道府県の条例で飼育や保管の遵守事項などが決められている。内容はどの自治体でもほぼ同じ。

人に害を加えないように飼育する義務が飼い主にはある。

- ・ 犬の飼養者は、その飼養する犬（以下「飼い犬」という。）を、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で、常に係留しておかなければならない（大阪府）。
- ・ 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人の生命等に害を加えないように、これを鎖等でつないでおかなければならない（兵庫県）。
- ・ 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人をかんだときは、狂犬病の疑いの有無について速やかに当該飼い犬に獣医師の検診を受けさせなければならない。（兵庫県）

○ 病院へ行く

- ・ 軽い傷でも、狂犬病の危険もあり、必ず病院に行く。
- ・ 「労災」を申請するためにも必ず病院に行き治療を受ける。
- ・ 病院では、仕事に噛まれ「労災」であると医師に話をする（労災手続は裏面）。
⇒ 後で、申請書類を持って医師の証明をもらいに行くことになる場合もある。
- ・ 仕事を休まねばならない場合は、その安静加療に必要な期間を明記した診断書をもらい、会社に提出する。
⇒ 労災申請には「診断書」ではなく、医師の証明を必要書類に記載してもらうことになるが、仕事を休む場合、会社に提出のため診断書が必要になる。
⇒ 仕事を休まなくてもよい場合でも、今後の飼い主等との話し合いに必要な場合もあるので診断書をもらっておく（この場合は〇〇日の加療が必要などの記載になる）。
⇒ 診断書は必ずコピーをして保管しておく。

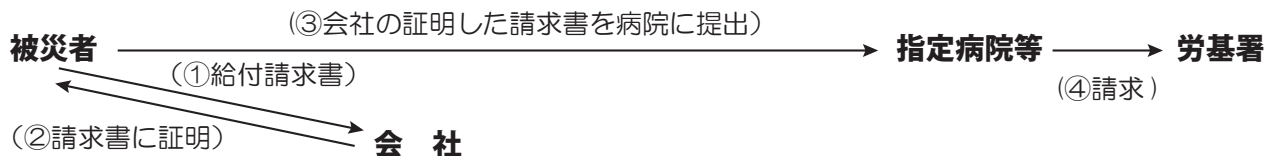
労働災害申請手続きの流れ

(交通事故等、すべての労災手続は同じ流れとなる)

※ 本人が申請できない事情（入院や自宅療養、勤務の都合など）がある場合は、会社が代行して労災の申請手続きをすることになるが、基本的には被災者本人が申請手続きをすることになる。

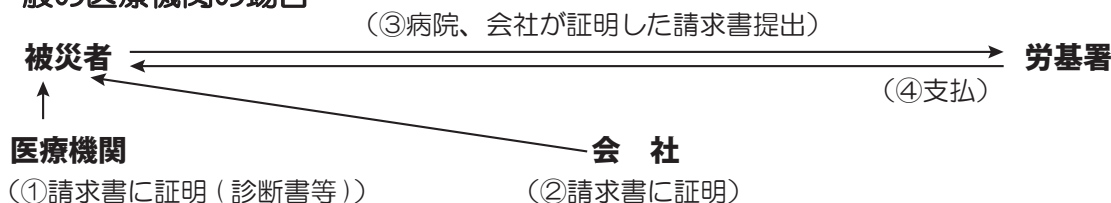
1 「療養（補償）給付」（病院での治療費等）

●労災病院・労災指定病院の場合



指定病院等で診察 → ①労基署あるいは病院で「請求書」入手 → ②会社に証明要請 → ③病院へ会社証明のある「請求書」を渡す → ④病院が労基署に請求
※医療費は病院が労基署に請求するので被災者は病院への支払の必要はない

●一般の医療機関の場合



一般の医療機関で診察 → 労基署で請求書入手 → ①病院で請求書に証明 → ②会社で請求書に証明 → ③病院と会社で証明を記載された「請求書」を労基署に提出 → ④労基署から支払い決定通知
※医療費は被災者が病院に支払い、後で労基署から被災者が医療費を受け取ることになる

2 「休業（補償）給付」（休んだ場合の給与補償）

- 労災での給与補償は4日以上休む場合支給（8割）。ただし、労基法第76条により業務上の災害で休んだ場合は、会社が給与補償をすることを義務づけており（労基法上は60%以上）、労災補償の対象とならない3日間は会社から賃金が支給される。
- 正社員の場合は、最初の3日間を含め労災で休んだ全日100%賃金補償（労災補償との差額は会社負担）
- 期間雇用社員の場合
 - ⇒ 労災補償の対象とならない3日間についても、80%の賃金補償（会社負担）
 - ⇒ 4日以降も80%の賃金補償（会社の負担はない。正社員の場合は会社20%負担で100%）
- 休業補償申請の流れは、上記「一般の医療機関の場合」と同じ

《犬に噛まれた場合のいわゆる「慰謝料」等》

- ・ まず、保険に加入していることは考えられないので、当事者間の話し合いで決定することになる。
- ・ 条例等で囲いや鎖で人に危害を加えないことが義務づけられているが、たとえ、鎖等でつながれている場合も、人に危害を加えるような状況にある場合は飼い主責任が問われる。
- ・ ただ、配達のため門扉を開けて入り噛まれたことについて飼い主責任が争われた事例もあるが、もし門扉を開けて入らなければ呼び鈴なども押せない場合で噛まれた場合は、たとえ扉で囲んだ中や鎖でつないでいる場合でも、飼い主の責任が問われる。

【参考】 労災では、犬に噛まれた場合や交通事故においても、本人の「過失」は一切問われません。たとえ100%本人過失でも労災補償の対象です。基本的に労働者の生活保障を目的とした制度で、過失などは問わないことになっています。